

国立大学法人弘前大学とサンスター株式会社との間の  
研究連携の推進に関する協定書

国立大学法人弘前大学とサンスター株式会社は、相互の研究連携により、学術研究の振興と研究成果の社会活用の推進を図るため、以下のとおり研究連携の推進に関する協定を締結する。

第一条 両者は、学術研究の振興と研究成果の社会活用の推進を図るため、以下により研究連携を行うものとする。

- 1 共同研究テーマの検討とこれに伴う研究者の交流
- 2 連絡協議会の開催
- 3 上記1以外の研究者の交流

第二条 前条に定める交流及び連絡協議会の具体的な事項は、その都度両者で意見交換を行い調整するものとする。

第三条 両者は、研究連携を行うにあたり、相手方に開示した自己の秘密情報及び研究連携の結果得られた成果のうち、両者で秘密情報と取り決めたものについては、守秘義務を負うものとする。

第四条 両者は、本協定の存在につき、第三者に開示できるものとする。

第五条 本協定は、本協定書締結の日から3年間効力を有するものとする。ただし、協定期間満了の際に、いずれからも別段の申し出がないときは、本協定は1年間自動的に更新され、その後も同様とする。

また、協定期間中にいずれかより解消の申し出があった場合、両者は協議の上、文書による合意が成立したときに終了する。

第六条 この協定の定めのない事項について、これを定める必要があるときは、両者協議の上、別に定めるものとする。

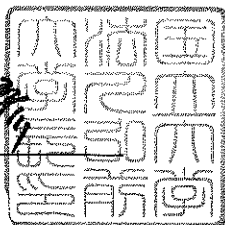
平成19年8月7日

青森県弘前市文京町1番地

国立大学法人弘前大学

学長 遠藤 正彦

遠藤 正彦



大阪府高槻市朝日町3番1号

サンスター株式会社

代表取締役会長 工藤 治夫

工藤 治夫

